

学生各位

学 生 部 長  
教務学生部長

### 学生への家計支援策などについて

学生の皆さんにおかれましては、不安を抱えながら、ご自宅で大変な時期をすごされていることと思います。

現在、給付対象者1人につき10万円を給付する「特別定額給付金」を始めとした、国の緊急経済対策の実施が予定されています。経済情勢が急変する中ではありますが、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的理由により学業を断念することのないよう、経済的支援策が講じられますので、正しい情報を基に手続き等するようにしてください。

また、不安なことや困ったことがありましたら、指導教員、アドバイザーや大学事務（医学部学生課、医学部教務課、看護学部学生支援課、看護学部教学課）等を通してお気軽にご相談ください。

#### 1. 特別定額給付金（仮称）事業

国民ひとりあたり10万円が給付される給付金です。住民票上の世帯主が申請を行うものになりますので、特に下宿生で住民票を下宿の住所に移している方は、学生本人が世帯主となっている場合があります。申請は市区町村から郵送される申請書により行うことになります。

また、施策に乗じた詐欺等には十分注意するようにしてください。

#### 2. 奨学金や特別貸付の拡大

既に周知をしている、高等教育の修学支援新制度や、日本学生支援機構の貸与型奨学金については、改めて内容を確認し申請を希望する方は、大学に申し出てください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方への支援についての情報は次のURLをご参照ください。

[https://www.jasso.go.jp/news/1327624\\_1545.html](https://www.jasso.go.jp/news/1327624_1545.html)

また、奨学金以外にも厚生労働省の実施している緊急小口資金貸付なども活用が想定されています。ご家族に確認し、市区町村の社会福祉協議会に相談をしてください。

<https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/index.html>

#### 3. 学生アルバイトも含む雇用調整助成金の特例措置

アルバイトをしている学生の中には、急にシフトがなくなってしまった方もいるかと思いますが。厚生労働省の雇用調整助成金の特例措置では、学生アルバイトの休業手当も対象となっています。雇用契約が継続されている方は、アルバイト先の社員の方に、休業手当を支給してもらえるか、相談をしてみてください。